様式第10号（第8条関係）

扶養義務者負担金徴収額決定通知書

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長　　　　㊞

　下記受給者に対する未熟児養育医療について、丸亀市未熟児養育医療実施要綱第8条　　の規定による徴収基準に基づき、あなたが負担される額を次のとおり決定したので通知します。

ただし、養育医療給付申請をされた際に、この負担金について、丸亀市から支給されるこども医療費給付金をもって充当する旨、申し出をされていますので、納入の必要はありません。

記

1　受給者氏名

2　決定した徴収基準額　　　　　　　　月額　　　　　　　　　円

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（丸亀市長に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において丸亀市を代表する者は、丸亀市長となります。）